

連帯保証人の取扱いについて

県営住宅に入居する際は、連帯保証人を原則2人選任していただく必要があり、原則として県内在住の方で、2人のうち1人は親族の方をお願いしていますが、県内在住者又は親族の方をどうしても見つけることができない場合は、この限りではありません。

また、下記の世帯で連帯保証人を2人選任することが困難と認められる場合は、連帯保証人1人の選任の猶予を認めます。

なお、連帯保証人1人の選任の猶予を認める取扱いについては、平成29年4月1日から適用することとし、「平成29年2月募集により入居を申し込んだ方」及び「平成29年4月1日以降に随時募集により入居を申し込んだ方」が対象となります。

※ 平成28年2月募集（鹿児島市内は平成28年8月募集）により入居を申し込んだ方（空き家待ち登録順位の有効期限が平成29年3月31日までの方）で、入居の時期が平成29年4月1日以降になる方は対象外となりますので、御了承ください。

記

【連帯保証人1人の選任の猶予を認める世帯】

- 1 60歳以上の者がいる世帯
- 2 身体障害者（身体障害者福祉法施行規則に規定する障害の程度が1級から4級の者）がいる世帯
- 3 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する障害の程度が1級から3級の者）がいる世帯
- 4 知的障害者（精神障害の程度に相当する障害がある者）がいる世帯
- 5 戦傷病者（戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症の障害がある者）がいる世帯
- 6 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者）がいる世帯
- 7 生活保護世帯（住宅使用料の代理納付を実施する者に限る）
- 8 引揚者（海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者）がいる世帯
- 9 ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に該当する者）がいる世帯
- 10 DV被害者世帯（一時保護終了後又は保護命令日後5年を経過していない世帯）